

# 中小企業の皆様へ

## 経営(改善)計画を作って事業を改善させよう!!

認定支援機関とは国から認定を受けた税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士などの専門家です。どんなことでも構いません。お気軽に下記までご相談ください。



### 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業(国の事業)

- 条件変更や新規融資など金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営(改善)計画策定を支援する事業です。
- 具体的には、認定支援機関による経営(改善)計画策定費用、及びフォローアップ費用につき、総費用の2/3(上限200万円<sup>注1</sup>)を支援します。

注1：事業規模に応じて限度がございます

#### 1. 利用対象事業者

- (1) 金融機関の借入れがある中小企業・小規模事業者(個人事業主もOK)  
医療法人(常時雇用300人以下)も対象事業者
- (2) 金融支援を受けられる事業者

金融支援の例

条件変更等		返済金の支払猶予、減額、金利の減免、利息の支払猶予
融資行為	借換融資	同額・増額借換(事実上の借換期間の延長含む)、債務の1本化
	新規融資	新規での実行

#### 2. 具体的には金融機関に借入がある事業者で

- (1) 条件変更をご検討の取引先(条件変更をさらに延長される取引先を含む)
- (2) 借換(同額・増額借り換えを含む)をご検討の取引先
- (3) 新たに運転資金、新たに設備資金をご検討の取引先 など



お問合せ先

#### 福岡県経営改善支援センター

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル 7F  
電話：092-441-1234 FAX：092-292-0255 e-mail：fkaizen@fccicp.jp  
ホームページ：www.fukunet.or.jp/keieikaizen/